

室津大島地域半島振興計画

令和8年（2026年）3月

山 口 県

第1 基本的方針

1 地域の概況	1 頁
2 現状及び課題	2
(1) 地域の現状	2
(2) 地域の課題	7
3 振興の基本的方向	1 3
(1) 基本的方向	1 3
(2) 重点施策	1 3
(3) 重点施策を推進するための視点等	1 4
(4) 振興の基本目標	1 5
(5) 計画の達成状況の評価	1 5
(6) 計画期間	1 5

第2 振興計画

1 交通通信の確保	1 6
(1) 交通施設の整備	1 6
(2) デジタル技術の活用	1 7
2 産業及び観光の振興	1 8
(1) 農林水産業の振興	1 8
(2) 商工業の振興	2 0
(3) 観光の振興	2 1
3 就業の促進	2 1
(1) 企業の育成強化・企業の誘致	2 2
(2) 就業に向けた情報提供等	2 2
(3) 農林水産業への就業支援	2 2
(4) テレワークの推進	2 2
4 水資源の開発及び利用	2 2
(1) 広域用水供給事業の促進	2 2
(2) 森林の整備	2 2
(3) 施設の老朽化対策	2 2
5 生活環境の整備	2 2
(1) 下水道・廃棄物処理施設等の整備	2 3
(2) 公園等の整備	2 3
(3) 住宅関連対策	2 3
(4) 消防・地域安全対策	2 3
6 都市機能の整備	2 4
7 福祉の増進	2 4
(1) 高齢者福祉の増進	2 4
(2) 児童福祉の増進	2 5
(3) 障害者（児）福祉の増進	2 5
8 医療の確保	2 6
(1) 医療確保対策	2 6
(2) 健康の保持・増進対策	2 6
9 教育及び文化の振興	2 6
(1) 教育・文化施設等の整備	2 7
(2) 地域文化の振興	2 7

10 地域間交流の促進	27
(1) 広域観光の推進	28
(2) 都市農山漁村交流の推進	28
11 移住、定住及び二地域居住の促進	28
12 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	28
(1) 国土保全施設等の整備	28
(2) 防災体制の強化	29
13 環境の保全	29
(1) 自然環境の保全	30
(2) 瀬戸内海の保全等	30
14 再生可能エネルギーの利用の促進	30
15 感染症の発生への対応	30
16 生産機能及び生活環境の整備等が低位にある集落への配慮	30

資料編

資料1 半島防災・国土強靱化に関するKPI（重要業績指標）	32
資料2 用語解説	33

※本文中に*を付した用語は、用語解説に解説を記載しています。

第1 基本的方針

1 地域の概況

本地域は、県の東南部に位置し、半島部と架橋により本土と連結された島しょ部の1市3町から成り、北部は岩国地区、西部は周南地区に接し、他は周防灘、伊予灘及び広島湾の瀬戸内海に囲まれています。

地形は、比較的低い山地及び丘陵が入り組み、複雑な形をしながら海岸線に迫り、河川は短小で、平地は柳井市と平生町にまとまったものがみられるだけです。

地質は、地域の大部分が花こう岩風化土です。

気候は、瀬戸内海型気候区に属し、温暖で、雨量は比較的少ない傾向にあります。

瀬戸内海国立公園の西部に位置し、優れた自然景観を保持するとともに、柳井市には近世の商家の町並みが保存され、各地に特色ある民俗資料が数多く残されている等観光資源は豊富です。

また、温暖な気候のもとで柑きつ類が生産され、良好な周辺漁場からは中高級魚が水揚げされるなど豊かな農水産物に恵まれています。

室津大島地域の構成市町

市 町 名	面積 (K m ²)	人口 (人)
柳 井 市	140.03	30,799
周 防 大 島 町	138.11	14,798
上 関 町	34.69	2,342
平 生 町	34.54	11,914
計 1 市 3 町	347.37	59,853

資料：面積 国土交通省国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調
(4月1日時点)」

人口 総務省統計局「令和2年国勢調査」

2 現状及び課題

(1) 地域の現状

ア 人口

人口は、若者を中心とする人口の都市部への流出などにより、平成2年（1990年）から令和2年（2020年）までの30年間に28.6%が減少し、過疎化が急速に進行しています。

年齢階層別人口の推移については、年少人口及び生産年齢人口の比率が低下し、反面、高齢者の比率が高まっています。令和2年（2020年）における65歳以上の高齢者の比率は44.5%に達し、県平均（34.6%）を大きく上回り、高齢化が著しくなっています。

また、過疎化、核家族化の進行により、一般世帯における高齢夫婦のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯の割合が増加しています。

【参考】1市3町（柳井市、周防大島町、上関町、平生町）の状況

区分	区域	高齢夫婦のみ世帯		ひとり暮らし高齢者	
		世帯数 (世帯)	割合 (%ポイント)	世帯数 (世帯)	割合 (%ポイント)
H27国勢調査	室津大島地域	5,438	19.1	6,152	21.6
	山口県全体	89,954	15.1	86,916	14.6
R2国勢調査	室津大島地域	5,231	19.3	6,204	22.9
	山口県全体	92,911	15.6	94,207	15.8
増減	室津大島地域	▲207	+0.2	+52	+1.3
	山口県全体	+2,957	+0.5	+7,291	+1.2

イ 交通通信

交通幹線としては、一般国道188号、大島大橋を含む一般国道437号及び山陽本線が通っていますが、新幹線及び山陽自動車道等の高速交通体系から外れています。

(ア) 道路

入り組んだ海岸線や海に迫る山地といった厳しい地形条件などから、他の地域に比べて、道路の整備が遅れています。

道路の舗装率は、県平均と同水準にあるものの、令和5年（2023年）における改良率は、国道95.5%（県平均94.3%）、主要地方道66.1%（同76.7%）と主要地方道は依然低い水準にあります。

(イ) 港湾

港湾としては、地方港湾が10港あり、古くから内海航路の主要な寄港地として重要な役割を果たしてきました。

柳井港は、大島郡や周辺の島々、四国を結ぶ定期航路が就航するなど、県東部の海の玄関口として観光や産業の重要な拠点となっており、平成26年度には老朽化したポートビルの建て替えを行いました。

現在の物揚場や可動橋も経年による老朽化が著しく、また、コロナ禍により減少した利用客も増加傾向が見られるものの厳しい状況が続いています。

平生港は、昭和40年代に木材製品製造業、木材販売業、木材運搬業等の会社が相次いで立地したのに伴い、原木の輸入量が大幅に伸び、昭和43年(1968年)には外国貿易港として開港しました。その後も木材半製品等の輸入港として活況を呈してきましたが、平成20年代後半になると、工場の生産品目の変化により輸入量が減少し、令和8年(2026年)には不開港になるなど、近年は厳しい状況が続いています。

なお、平成6年(1994年)に完成した平生町～田布施町を結ぶ南周防大橋は、港湾物流に加え、地域の生活を支える道路として、本地域の活性化に大きな役割を果たしています。

(ウ) 公共交通機関

空港は、本地域内には存在しませんが、平成24年(2012年)12月に岩国錦帯橋空港が開港したことにより、中心都市柳井市から最寄りの空港までの所要時間が約50分となり、交通の便は大幅に改善されています。

鉄道は、新幹線が本地域から大きく離れて北寄りに建設されているので、地域外の広島、新岩国及び徳山駅が利用されています。在来線鉄道は、半島の基部を山陽本線が通過し、柳井、柳井港及び大島の各駅が設置され、岩国及び周南地区への通勤、通学等に利用されています。

バスは、地域住民の交通手段として重要な役割を果たしていますが、利用客の減少に伴い、一部の定期バス路線についてはその存続が困難となっています。

離島航路は、島民の唯一の公共交通機関として重要な役割を担う一方、島内人口の減少等による航路利用者の減少など、経営環境は厳しい状況となっています。

(エ) 物資の輸送

本地域の地形的特徴により、山間部や沿岸部の一部地域は中心部から距離があるため、農水産物等の輸送に際し、時間やコストが発生するほか、架橋された島しょ部では、本土との主要な交通経路が橋(上関大橋、大島大橋)に限られており、橋を利用した陸上輸送が主な経路となっています。

(オ) 通信

デジタル技術の活用や社会基盤としてのデジタル領域の拡大等に対応して、光ファイバ*網、5G*などのデジタル基盤が整備されつつありますが、一部地域が未整備の状況にあります。

ウ 産業及び観光

産業については、農業を主体とする第1次産業が中心ですが、就業構造は、第2次産業、第3次産業へと移行してきています。

(ア) 農林水産業

主要産業である農業については、平坦地が少ないため農業用地は比較的少なく、水資源にも恵まれていないため、農業用水の不足をきたすことも多くなっています。

また、経営規模は概して零細で、各地域において、ほ場整備事業の実施により、農業法人等の設立も増加していますが、担い手の高齢化や減少が進んでいます。

一方、温暖で多日照な気候を生かした花きやいちごの新規栽培や花き振興の拠点施設であるフラワーランドの取組など、農業の活性化に向けた新たな動きも出ています。

基幹作物は、半島部では水稻、島しょ部では、柑きつ類ですが、温暖な気象条件を生かした野菜やいちじく等の園芸作物も導入されています。

なお、近年、中山間地域*を中心に猪による農作物被害が深刻化しています。

林業については、林野面積は、18,791haで総土地面積の54%となっており、県全体の林野率の72%を大きく下回っています。また、林地保有の零細性、林業労働力の不足等により、生産活動は総じて低調です。

水産業については、沿岸域の干潟、岩礁地帯及び沖合域の砂泥海底等漁業環境に恵まれ、まだい、たこ、えび等の中高級魚を対象とした沿岸漁業の依存が高い地域ですが、零細な個人経営体で、近年、資源の減少及び漁業就業者の高齢化が進んでいます。

水産物の流通については、民営の小規模市場が2か所であり、水揚げされた漁獲物はその大半が広島、岩国市場を中心とした他地域へ出荷されています。

(イ) 商工業

工業については、周南及び岩国両工業地帯の中間の瀬戸内海沿岸に位置しながら、高速交通体系からの乖離等により、大企業の進出が少なく、そのほとんどが中小企業で営まれています。工業の中心は、柳井市と平生町であり、機械、金属、化学、繊維、木材工業等が立地しているものの、全体的にその規模は小さく、雇用吸収力は限定的です。

地場産業としては、地域の資源を活かした食料品、木材、家具、パルプ、窯業などの生活関連産業が盛んですが、小規模零細企業が多い状況です。

一方で、温暖な気候と穏やかな瀬戸内海に面した豊かな自然環境、白壁の町並みや伝統民芸品である柳井金魚ちょうちんといった歴史的・文化的資源に加え、基幹作物である柑きつ類における新たな品種生産への取組など、多彩な地域資源*を有しているのも特徴です。

商業については、柳井市が本地域の中核として一定の商圈を形成しています。近年、モータリゼーションの進展、あるいはライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化への対応の遅れ等から、集客力が既存商店街から駐車場を有する大型店等へ移行してきており、また、顧客の他地域への流出もみられます。

(ウ) 観光

観光については、美しい自然、穏やかな気候風土、豊かな海の幸、海に育まれた歴史と文化など、多くの観光資源に恵まれ、遊漁、海水浴、みかん狩りなど夏秋シーズンを中心に広島、松山、周南方面から日帰りによる観光レクリエーション地として親しまれています。

エ 就業

本地域は、人口減少が続いており、今後の地域活力の低下が懸念されるなど、人口減少抑制策が重要な課題となる中で、大学・短大進学者等の若年者の県外流出や、技能・経験を有する高齢者の引退等により、地域内企業において、技能・技術職を中心とした人材不足が危惧されています。

また、1次産業においても高齢化に伴い就業者数は減少しています。

一方で、若い世代を中心に都市部から本地域等の農山漁村に移住しようとする地方移住への関心が高まっています。

オ 水資源

地形、地質については、平坦地が少なく、河川が短小であることに加え、保水力の乏しい花こう岩風化土、降雨量の少ない瀬戸内海型気候などのため、水資源の賦存量が少ないことが懸念されています。

平成12年(2000年)8月に柳井地域広域水道用水供給事業による水の供給が開始され、良質で安定した水源の確保が図られています。

一方で、人口減少や遠距離導水により、他地域に比べ高額な水道料金となっています。

なお、工業用水道については、施設の多くが建設から法定耐用年数の40年以上を経過しており、今後、本格的な更新時期を迎えます。

カ 生活環境

生活環境施設については、かなり改善されてきていますが、他地域と比較して、整備水準は依然として格差があります。

下水道については、柳井市、周防大島町及び平生町において、現在整備を進めています。

また、農村部においては、農業集落排水事業により、生活環境の改善が図られています。

キ 都市公園

公園・緑地については、本地域の拠点施設である柳井ウェルネスパークを中心として、地域の特色を生かした利用しやすい身近な公園・緑地が数多くあります。

しかしながら、一部では、既存公園施設の老朽化が進んでいるところも見受けられます。

ク 都市機能

圏域の中心都市である柳井市は、J R柳井駅周辺の市街地に商業、業務、行政、教育、文化などの都市機能が集積しています。

しかしながら、人口減少と高齢化の進行等により、市街地の活力が低下しています。

ケ 福祉

若年人口の流出やこれに伴う過疎化により急速に高齢化が進み、地域全体の高齢化率は、県平均を大幅に上回っており、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、要支援・要介護認定者の比率が増加することが見込まれます。

また、障害者については、障害の重度化・高齢化が進むなど、障害者を取り巻く状況が変化しています。

コ 医療

少子・高齢化の進行や生活習慣病の増加等による疾病構造の変化など、医療を取り巻く状況が変化しています。

令和7年（2025年）における地域の病院数は8施設、病床数は1,548床であり、地域の中核病院を中心に、柳井市の休日夜間応急診療所など医療体制が整備されています。

サ 教育及び文化

教育については、令和7年（2025年）におけるへき地指定校は3校（小学校3校）で、県全体（21校）の14.3%を占めており、複式学級を有する学校も増加しています。

また、本地域の特性を生かした生涯学習の取組が、公民館などの社会教育施設で行われるとともに、小・中学校、高等学校等の教育機関も生涯学習・人権教育・スポーツ・文化活動の場として活用されています。

芸術・文化については、公民館などを活動の場とし、多くの文化団体により様々な芸術・文化活動が行われています。

文化資源では、本地域は歴史的に古い伝統を有し、中世には海外貿易の基地、近世には風待港になるなど、立地条件を生かして繁栄してきたところであり、柳井市の白壁の町並みや上関町の旧上関番所、四階楼等の地域文化財に恵まれています。

シ 移住、定住及び二地域居住*

本地域では、人口減少や高齢化の進行、産業構造の変化や就業の場を求める若年層を主とした労働力人口の流出等により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が困難となるなど、既存の集落単位の取組だけでは集落機能*の維持が難しくなる地域も生じています。

一方で、移住についての相談件数は年々増加傾向にあり、地域に対する関心の高まりも見られます。

ス 災害防除・防災体制

(ア) 土砂災害対策

本地域は、大部分を山地や丘陵地で占められ、花こう岩などの脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨時には、土石流や地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発しています。

(イ) 洪水・高潮対策

本地域内の2級河川は小流域で急峻、短小な河川が多く、海岸は瀬戸内海に面しており、洪水や高潮に対する整備がまだまだ遅れている状況にあります。

柳井港や平生港の背後には、住宅や事業所等が密集しており、また、柳井港では、フェリーターミナルやJR柳井港駅等の交流拠点も存在していることから、暮らしの安心・安全基盤の強化のため、高潮対策の推進に対する社会的要請が非常に高くなっています。

また、本地域内の漁港海岸においては高潮時の越波が著しく、住民生活に支障を来しています。

(ウ) 農地・山地における防災対策

本地域では、自然災害から農村地域を守り、農地や公共施設、人家等への被害を未然に防止するため、各種防災事業を実施してきたところですが、農業就業人口の減少や住民の高齢化等により農地の持つ様々な機能の低下が懸念されています。

また、山地では、森林の荒廃により、森林の持つ水源かん養*や山地災害防止などの公益的機能の低下が懸念されています。

(エ) 地震対策

本地域は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）に指定されています。

(オ) 防災体制

本地域は、人口減少や高齢化により、防災活動を担う人材が不足しています。

セ 自然環境

瀬戸内海国立公園の西部に位置する本地域は、瀬戸内の海にはぐくまれた歴史と文化、海の幸、穏やかな気候風土に恵まれるなど、通年型の余暇活動を可能とする自然条件に恵まれています。

ソ 再生可能エネルギー*

本地域は、豊富な日射量、風況の良好なエリアの点在、森林資源などの地域特性を持つことから、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギー*に関する県内産業の技術力を活かし、省・創・蓄エネ*の組み合わせによる多様な再生可能エネルギー*の導入に向けた取組を推進しており、太陽光発電を中心に風力発電等の導入が進んでいます。

(2) 地域の課題

ア 交通通信施設

本地域の自立的発展のためには、その基盤となる交通ネットワークやデジタル基盤の整備を進める必要があります。

(ア) 道路

本地域の東西軸である一般国道188号などの幹線道路から、身近な生活道路までのバランスのとれた道路ネットワークの整備が必要です。

また、災害時においても道路の機能を発揮させるため、災害に強い道路ネットワークの構築や道路の防災対策が必要です。

(イ) 港湾

県東部の海の玄関口である柳井港では、老朽化した施設の改良を行うとともに、利用者の利便性向上や交流拠点としての機能強化を図る必要があります。

また、貨物形態の変化等物流を取り巻く環境変化に対応できる港湾施設の整備を進める必要があります。

(ウ) 公共交通機関

鉄道については、新幹線への接続や通勤、通学の利便性の向上を図る必要があります。

さらに、地域住民の足である地方バス路線及び離島航路の運行維持を図るための施策を講じる必要があります。

また、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシー*を導入する等、地域特性に応じた交通システムの整備を進めていく必要があります。

(エ) 物資の輸送

本地域の道路網には狭隘な箇所やカーブ、坂道が多いため、大型トラックの通行が困難な箇所が存在し、都市部から離れていることで輸送コストがかかることから、輸送経路の整備を進める必要があります。

また、物資輸送において効率的なアクセスが難しい箇所が存在することから、輸送コストの面からも、更なる流通の効率化を図る必要があります。

さらに、環境に配慮した輸送方法への転換も重要な課題となっています。

(オ) 通信

デジタル技術の活用や社会基盤としてのデジタル領域の拡大等に対応したデジタル基盤の整備を図る必要があります。

また、デジタル技術の活用を促進するために住民のICTリテラシー*の向上を図る必要があります。

イ 産業及び観光

産業活動は、過疎化、高齢化の進行により、一般に低調であり、既存産業の生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図る必要があります。

また、地域の資源を活用した新しい分野の産業を振興し、地域の活性化を図ることが必要です。

(ア) 農林水産業

農業については、農用地等農業生産基盤の整備を推進し、農業法人や認定農業者などへの農地集積・集約化等による農業経営の効率化と生産性の向上に努める必要があります。

また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたり農業を維持・発展させるためにも、新たな担い手を確保・育成する必要があります。

次に、島しょ部の基幹作物である柑きつ類については、需要に対応した市場性の高い果実生産を推進するとともに、生産体制の整備及び販売力の強化に努める必要があります。

さらに、収益性の高い施設園芸の振興や畜産、地域特産物等の生産振興などを促進する必要があります。

林業については、森林の持つ多面的機能を維持・発揮させる観点から、林業振興施策を講じるとともに、特用林産物の生産振興を図る必要があります。

また、森林を将来にわたって維持・管理していくため、若い担い手を確保・育成する必要があります。

さらに、農林業については、近年深刻化する農林作物の鳥獣被害の防止に努める必要があります。

水産業については、新規就業者の確保・育成など担い手対策や資源管理型漁業を基調として、栽培漁業を積極的に推進し、資源の増大と安定確保を図り、

漁業後継者の確保に努める必要があります。

(イ) 商工業

工業については、企業立地環境の整備や企業誘致を進めるとともに、既存企業の内発展開を促すなど、その振興に努める必要があります。

また、地場産業は、中小企業によって営まれ、脆弱な体質のものが多く、後継者不足が懸念されることから、育成強化を図り、事業継承を促進する必要があります。

創業希望者については、ニーズが多様化しており、創業の促進に向けて、市町や関係機関と連携して取り組む必要があります。

さらに、地域資源*等を活用した産業振興については、商品開発力や付加価値創出、商品のブランド化、情報発信が十分とは言えず、収益性が低いことや経済循環が限定的なため、その振興を促進する必要があります。

商業については、地域に密着した魅力ある商店街づくりを行うほか、多様化する消費者ニーズをとらえた取組や情報発信ツールの活用など個性豊かな店づくりに努めるとともに、若手経営者の育成やIT化による販売力強化の必要があります。

(ウ) 観光

近年の余暇時間の増加や、生活様式の多様化を背景に、自然や歴史文化とのふれあい、健康志向、地域間交流の関心が高まっています。

本地域は、優れた観光資源と良好な自然環境を有しており、これを最大限に活用して観光・レクリエーションの拠点や宿泊施設の整備を促進し、オールシーズン、滞在・参加型の観光拠点づくりを進める必要があります。

また、本地域における豊かな海洋資源の魅力を活かし、漁業体験や海水浴、マリレジャー等、海洋型観光の振興も重要です。

今後は、観光施設の整備と観光諸事業との有機的な連携を図るとともに、各種イベントの開催、PRにより観光・レジャー客の誘致に努める必要があります。

さらに、本地域ならではの資源を活かした体験型観光の取組を進めていくことや、マイクロツーリズム*等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成を推進していく必要があります。

ウ 就業の促進

人口減少を抑制し、地域経済を活性化するためには、地域住民の流出を防ぐとともに、都市圏をはじめとする県外在住の方々の本地域への移住等の促進が重要であるが、そのためには、地域内に雇用を創出する取組を進める必要があります。

エ 水資源

気候、地形、地質などの諸条件から水資源に恵まれない本地域にとって、安心・安全で良質な水を適切な水道料金で安定的に供給する水資源の確保は、快適な生活環境を維持し、産業の振興を図る上で重要な課題です。

このため、長期的な水需要の見通しに基づく広域利水の適正利用とともに、施設・維持管理の最適化を図る必要があります。

また、管路等、施設の老朽化が進行することから、計画的、重点的に強靱化対策を進める必要があります。

オ 生活環境

生活環境については、都市化の進展、地域住民の生活意識の高度化、多様化に対応し、住民の生活水準の向上に向け、都市、農山漁村を通じ、地域の特性を生かした快適でうるおいのある生活環境の整備を進めるため、上下水道及び都市公園等の整備充実を図る必要があります。

カ 都市機能

柳井市の市街地については、圏域中心都市にふさわしい拠点性を高め、人・もの・情報等のさらなる交流を進めるため、商業や業務、教育文化等の都市機能の充実を図るとともに、白壁の町並みや柳井川などの地域資源*を生かしながら、個性的かつコンパクトで魅力的な都市空間を形成していく必要があります。

キ 福祉

今後、高齢化がさらに進行していく中で、生涯にわたり、誰もが健康で生き生きと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム*の深化・推進や高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取組を一層進める必要があります。

また、高齢化とともに進行している少子化の流れを変えるためには、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもと子育て世代を支える取組を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

さらに、障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等提供体制の整備に取り組むとともに、障害の重度化・高齢化にも対応できる取組を推進していく必要があります。

ク 医療

救急医療体制の充実など地域住民が安心して医療を受けられるよう、地域の限られた医療資源を有効に活用し、関係する医療機関が連携することにより、効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要があります。

ケ 教育及び文化

教育については、へき地・小規模校において、社会性や表現力を培う学習をいかにして行うかが課題です。

さらに、複式学級における学びを充実させる必要もあります。

生涯学習面では、学習意欲を醸成するとともに各分野で提供されている様々な学習機会を効果的に機能させるため、いかに特色ある生涯学習のまちづくりを推進するかが課題です。

また、公民館などの社会教育施設や、生涯学習・人権教育・スポーツ・文化活動の場として活用されている小・中学校、高等学校等の教育機関の老朽化対策も課題です。

人権教育については、すべての人々の基本的人権を尊重するという視点に立ち、いかに体系的・計画的に啓発活動を推進するかが課題です。

スポーツについては、スポーツにより、健康で明るいまちづくりが図れるよう、

スポーツ施設の整備や指導者の確保など総合的かつ計画的に行う必要があります。

文化面については、住民生活を彩る芸術・文化活動を支援し、心豊かなまちづくりを推進する必要があります。さらに、長い年月により培われた伝統芸能やさまざまな文化財を大切にしながら、新たな再発見を味わえるまちづくりを行うことも必要です。

さらに、生活文化活動の拠点として、地域住民の幅広い交流を可能とする社会教育施設の整備を進める必要があります。

コ 移住、定住及び二地域居住*

地方移住への関心の高まりなどの動きを捉え、本地域の豊かな暮らしの魅力や多彩な地域資源*を活かして、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するなど、地域への新たな人の流れを呼び込むことが重要です。

また、都市住民が多様な形で地域に関わる関係人口*の創出・拡大や二地域居住*を促進する必要があります。

さらに、移住・定住希望者の雇用機会を確保することも重要であり、市町や関係機関と連携して取り組む必要があります。

サ 災害防除・防災体制

(ア) 土砂災害対策

これまでも土砂災害防止施設の整備を積極的に推進してきたところですが、整備率は低い水準にあります。

このため、今後も引き続き、危険度や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設の整備を推進していくことが必要です。

しかしながら、全ての箇所で施設を整備するためには、膨大な費用や時間を要することから、これらのハード対策と併せて、土砂災害特別警戒区域の指定等のソフト対策も積極的に進める必要があります。

(イ) 洪水・高潮対策

近年では、平成11年（1999年）9月の台風18号や平成16年（2004年）8月の台風18号による高潮被害、また、平成17年（2005年）7月の梅雨前線豪雨や平成21年（2009年）7月の中国・九州北部豪雨による洪水被害を受けており、洪水・高潮対策を計画的に進める必要があります。

柳井港及び平生港の海岸保全施設*は、既設護岸の天端高が不足していることから、台風時等には民家、道路等が越波・浸水被害に見まわられています。そのため、背後施設の住民の生命・財産を守るため海岸保全施設*の整備を進めていく必要があります。

また、本地域内の漁港海岸においても同様に整備を進めていく必要があります。

(ウ) 農地・山地における防災対策

自然災害から農村地域を守り、農地や公共施設、人家等への被害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池*の整備・改修など、安心・安全で災害に強い農村づくりに向けた取組を進め、防災機能の強化に努める必要があります。

また、山地では、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、森林整備事業や治山事業を計画的に進める必要があります。

(エ) 地震対策

本地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、県及び市町が策定した南海トラフ地震防災対策推進計画により、津波からの防護及び円滑な避難の確保や、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備などの地震防災対策を推進していく必要があります。

(オ) 防災体制

災害に備え、地域住民が適切に避難行動をとれるよう、防災知識の普及啓発の推進や自主防災組織*の活性化が必要です。

また、人口減少や高齢化を踏まえ、学校や企業など、多様な主体が参画する地域ぐるみの防災体制づくりや災害時の防災情報の迅速かつ確実な伝達など防災体制を強化する必要があります。

シ 自然環境

豊かな自然環境を保全するため、生物多様性*の保全や廃棄物の減量化等を推進するとともに、瀬戸内海の沿岸域における水質の保全及び管理等が必要です。

ス 再生可能エネルギー*

県内全体では、太陽光の導入が急激に増大し、バイオマス*についても、FIT（固定価格買取制度）*の認定量が増加している一方で、立地制約の強い風力、水力等の電源の導入は限定的です。

今後、法規制への対応に加え、本地域の一部が瀬戸内海国立公園地域内であることも踏まえて、発電設備設置の際の周辺への影響等を最小限にするために自然環境の保全や景観保持等、地域との共生を促しつつ、立地制約の強い電源も含めたバランスの取れた再生可能エネルギー*の導入が必要です。

3 振興の基本的方向

(1) 基本的方向

本地域は、美しい自然と温暖な気候、豊富な農林水産資源に恵まれてはいるものの、高速交通体系から乖離していることなどにより工業化、都市化の進展等から取り残されています。

このため、中心都市である柳井市と他の町との一体的な整備を進めることを基本に、相互に役割分担をし、機能を補完しあいながら地域全体の発展を図り、本地域の特性を生かした産業の振興を図る必要があります。

したがって、本地域の振興にあたっては、地域発展の基盤である交通通信体系の整備や水資源の確保に努めながら、本地域の風土と資源を生かした地域経済の活性化を進め、人口の交流と定住を促進し、地域住民がゆとりとやすらぎをもって暮らせる魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 重点施策

ア 定住の促進

人口減少が進行する本地域にあっては、地域社会の活力を維持し向上させるため、若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するなど、地域への新たな人の流れを創出することが重要です。

このため、主要産業である農林水産業の基盤整備等を推進し、生産性の向上を図るとともに、新規就農者や新規漁業就業者への支援等、担い手対策を積極的に推進します。

また、地域資源*を活用した新商品・新サービスの開発等による地場産業の積極的な振興、優良企業の立地の促進等により就業の場の確保に努めます。

さらに、情報通信技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のできるテレワーク*の導入を推進します。

加えて、働きながら子どもを安心して生み育てることができるよう、仕事と子育て等の両立支援等、雇用環境・育児環境づくりを進めます。

また、住民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、上下水道の整備や文化施設の整備等に努めるとともに、柳井市が機能的な都市的サービスを楽しめ、本地域の中心都市にふさわしいコンパクトで魅力的な都市となるよう、都市環境の整備と都市機能の整備充実を図ります。

イ 高齢者福祉の増進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステム*の深化・推進に取り組みます。

また、高齢化がさらに進行する中、高齢者が、その豊かな知識や経験、技能等を生かし、地域を支える担い手として積極的に社会参画するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

ウ 半島防災の推進

本地域における、その地理的特性を踏まえた半島防災の推進は極めて重要です。

このため、本地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等が行えるよう、災害時における本地域の孤立防止に必要な防災対策を講じ、国土強靱化の理念を踏まえた半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進します。

エ デジタル技術の活用

本地域が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用に有効な手段として光ファイバ*網や5G*等、デジタル基盤を本地域にくまなく整備するとともに、デジタル技術を地域産業の活性化や地域課題の解決等に活用できるリーダー人材の育成・確保を進めます。

さらに、地域住民の日常生活に不可欠なサービスを維持・確保するため、デジタル・新技術の社会実装を重点的に進めることで、暮らしの豊かさや地域の活力・にぎわいを実感することができる地域社会を形成します。

オ 関係人口*及び交流人口の拡大

少子高齢化や転出超過が続く中、活力ある地域社会を実現していくためには、都市住民が多様な形で地域に関わる「関係人口*」を増加させていくことが重要です。

このため、首都圏における情報発信や関係人口*の登録促進、フォローアップなどを行い、移住の裾野の拡大を推進します。

また、本地域の特産品や自然、文化を感じられる魅力的な返礼品を活用することにより、ふるさと納税をきっかけとした関係人口*の創出・拡大を図ります。

さらに、仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かしてボランティア活動を行うプロボノを活用し、県民活動団体の基盤強化を図るとともに、地域外のプロボノワーカー*の呼び込みを通じた関係人口*の創出・拡大につなげます。

カ 地域資源*の保全及び活用

本地域は、美しい自然景観に恵まれ、貴重な歴史的文化遺産を数多く有しています。

これらの資源は、人口減少や高齢化の進行により、十分な活用ができず、継承等にも支障が生じています。

このため、環境の保全に配慮することを基本に、本地域の特性を生かしながら個性あふれるまちづくりを進め、美しくアメニティに満ちた地域の創造を図るとともに、文化の承継や保存に地域全体で取り組んでいきます。

(3) 重点施策を推進するための視点等

ア 地域の主体的な取組の推進

本地域の地理的な特性を生かし、自然環境や歴史的・文化的土壌のもと、適切かつ個性的な振興を図るためには、本地域の実情を最もよく把握している市町及び地域住民が、その創意工夫による主体的な取組を一層推進していくことが必要です。

イ 地域を担う人づくりの推進

こうした主体的な取組の展開にあたっては、様々な分野で担う意欲的な人材を、幅広い層の住民の中から育成する必要があります。

このため、住民の創意と工夫を基調とした研修、交流などの取組や、種々の学習機会の提供等生涯学習のための条件整備を進めるほか、広域的かつ総合的な半島振興を担える人的基盤づくりを進めていくことが必要です。

一方で、少子高齢化に伴う地域の担い手不足は深刻化しています。ふるさとに誇りと愛着を持って地域課題を自ら発見・解決し、新たな価値を創造できる若者を育成するとともに、新たな地域づくりの担い手の確保として、都市部からの移住者や「地域おこし協力隊*」、「集落支援員」等の地域づくり活動に意欲がある地域外の人材を呼び込む必要があります。

ウ 広域的・総合的な取組の推進

効果的で効率的な地域振興の展開を図っていくためには、多様な特性を有する本地域の市町の機能分担と広域的な連携の強化が重要です。人口減少や高齢化をはじめとする経済社会情勢の変化が進展する中、人口や財政力等の面で小規模な市町が、広域的な連携をとることによって、十分な施設整備等が可能となるものであることから、周辺市町を含め、広域的な振興施策を推進していく必要があります。

また、施策の展開にあたっては、国や県における各分野の施策を、有機的連携のもとに、総合的に推進していく必要があるとともに、県による市町への必要な情報提供等の援助を行うことや地域全体の活力の向上に向け、地域の魅力のPR、情報発信等をより効果的・効率的に実施するために、県や市町だけではなく、民間事業者等の多様な主体による連携を図る必要があります。

(4) 振興の基本目標

本地域の活力を維持し、向上させるためには、今後、一層深刻化する人口減少に歯止めをかけることが非常に重要です。

このため、定住の促進に向け、生活環境の向上、産業の振興、他地域との交流等あらゆる施策を更に推進し、本地域における人口の社会増減率を令和6年（2024年）と比べて好転させることを目指します。

(5) 計画の達成状況の評価

本計画の進捗状況や本計画に基づく取組の評価等を行うため、計画策定から5年を目途にフォローアップを行います。

(6) 計画期間

計画期間は令和7年度から概ね10年間とします。

第2 振興計画

1 交通通信の確保

新幹線鉄道、高速自動車国道などの高速交通体系から離れている本地域においては、これら高速交通体系へのアクセス向上を図ることに加え、都市部から離れている本地域における物資の輸送ルート等流通の効率化を推進することが、地域の発展を図る上で、最も重要です。

このため、道路については、山陽自動車道等の高速交通拠点とのアクセス向上に資する道路や、幹線道路から生活道路に至る道路を整備するとともに、災害に強い道路ネットワークの構築や道路の防災対策を推進します。

また、港湾については、人流・交流・物流拠点として、施設利用者の利便性向上や機能強化を図るとともに、貨物形態の変化等物流を取り巻く環境変化に対応できる港湾施設の整備を進めます。

さらに、鉄道やバスについては、通学、通勤、通院等についての利便性の向上を図ります。

加えて、クリーンなエネルギーへの転換や、輸送手段の排ガス削減により、持続可能な物流の実現に努めます。

一方、情報通信については、デジタル技術の活用や社会基盤としてのデジタル領域の拡大等に対応したデジタル基盤の整備、デジタル技術の活用及びデジタルデハイト*の是正に努めます。

(1) 交通施設の整備

ア 道路の整備

(ア) 高速交通拠点とのアクセス向上に資する道路の整備

岩国錦帯橋空港や山陽自動車道 I C 等とのアクセス向上を図るため、一般国道 188 号や主要地方道柳井上関線の整備等の取組を進めます。

(イ) 各地域の中心部や公共施設へのアクセス向上に資する幹線道路や身近な生活道路の整備

慢性的な交通渋滞や事故の多発などの問題を解消するため、一般国道 188 号や主要地方道柳井玖珂線の整備を推進します。

また、地域内の交流連携の活性化や物流効率を向上させるため、本地域を循環する主要地方道大島環状線や光上関線等の幹線道路や一般県道地家室白木港線等の身近な生活道路の整備を推進します。

このほか、市町道についても、主要な生活道路の整備を進めます。

なお、これらの道路の整備と併せて、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設等の整備を進めます。

(ウ) 災害に強い道路ネットワークの構築

災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、一般国道 188 号や主要地方道大島環状線等の整備を推進します。

(エ) 道路の防災対策の推進

大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、一般国道 43

7号や主要地方道光上関線等の緊急輸送道路などにおいて、橋梁の耐震補強や斜面の防災対策等を推進します。

また、道路の機能を発揮させるため、トンネルや橋梁等については、長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、健全度に応じて修繕・更新を推進します。

イ 港湾機能の充実

柳井港については、利用者の利便性向上や交流拠点としての機能強化を図るため、港湾施設の老朽化対策として改修整備を進めます。また、物流形態の変化に対応できる物揚場の改良等港湾施設の整備を進めていきます。

久賀港等他の地方港湾についても、港湾機能の充実強化を図るため、その整備を推進します。

ウ 公共交通の確保

日常生活に必要な公共交通の維持確保・充実に向け、地域の実情に応じたバス路線の見直しやデマンド型乗合タクシー*を導入・運行しているほか、交通事業者等と連携して生活交通の利用促進に努めます。

エ 災害時代替ルートの構築

災害直後の迅速な物資供給を可能にするための緊急輸送計画を策定します。

また、橋梁や道路が寸断された場合でも安定した物資供給に対応できるよう、陸上・海上・空中輸送など、多角的な輸送手段を設けるとともに、本土との接続が橋梁のみの地域では、輸送手段を補完するため、ヘリポートの設置やフェリー輸送の緊急対応ルートの確保等、新しい輸送手段の検討を進めます。

(2) デジタル技術の活用

ア デジタル基盤の整備

農林水産業情報、医療・福祉情報、防災情報等、住民生活に密着した情報提供が行えるよう、住民利用型情報システムの構築を促進するとともに、やまぐち情報スーパーネットワーク*を活用するなど、デジタル基盤の整備を進めます。

また、光ファイバ*網やCATV、5G*等の通信インフラの整備を促進し、いつでも、どこでも情報を容易に入手、活用できる環境づくりを進めます。

さらに、県民生活に密接に関連する行政サービスや健康・医療・介護、教育、防災、子ども、交通、インフラ等の準公共分野において、新たなデジタル技術の導入を重点的に進めます。

イ デジタル人材*の確保・育成

企業、団体、県民等を対象に、デジタル技術の活用やDX*に関する啓発の推進、研修会やセミナー・ワークショップ等の実施により、デジタル技術を地域課題の解決等に活用できるリーダー人材の確保・育成を図るとともに、育成した人材が地域や企業等において広く活躍できるよう、コミュニティの形成、実践機会の創出に努めます。

また、県、市町、携帯電話事業者等による連携組織を核として、地域コミュニティ組織*やNPO法人、地域おこし協力隊*等の地域の幅広い関係者と連携し、地域独自のスマホ教室の開催や人材育成、事業者の提案による市町と連携して取

り組むスマートフォンの活用促進等に向けたモデル事業等、地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を推進します。

2 産業及び観光の振興

－生産性の高い農林水産業の振興－

主要産業である農業については、生産基盤整備を推進するほか、需要に対応した市場性、収益性の高い作目の導入・定着を進めます。基幹作目である水稻や柑きつ類との複合経営により持続可能な農業経営の確立に努めるとともに、果樹、花き、野菜栽培等温暖な立地条件を生かした多様な産地の育成を図ります。

また、林業については、森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるための施策を推進します。

なお、鳥獣被害防止対策については、被害防止施設の整備をはじめ広域的な連携のもとに有効な防止策を推進します。

さらに、水産業については、新規就業者の確保・育成など担い手対策や資源管理型漁業を基調として、種苗の中間育成放流及び操業の自主規制等を積極的に進めるとともに、漁業生産基盤の整備、漁村環境の整備を図り、生産性の向上に努めます。

－地域経済の牽引力となる商工業の振興－

工業については、企業立地基盤の整備を促進し、優良企業の誘致と既存企業の内発的展開を促しながら、その振興に努めます。

また、商業については、観光商業の育成や地域に密着した魅力ある商業都市・商店街づくり・個性豊かな店づくりを進めます。

－地域資源*を活用した観光の振興－

海浜、山岳や歴史的、文化的遺産等の優れた観光資源を最大限に活用したレクリエーション型観光拠点の整備、保全を進めるとともに、これらを結ぶ観光ルートの整備や宿泊施設の整備を図ります。

また、各種イベントの開催等を通じて、観光客等の誘致に努めるとともに、農林水産業と連携した体験型観光、滞在・参加型の観光開発を進めます。

さらに、リゾート志向に対応した受け皿として、恵まれた自然を生かした宿泊滞在施設、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設などの複合的な機能を備えた個性と魅力あふれるリゾート地域の形成を目指します。

(1) 農林水産業の振興

ア 農林業の振興

(ア) 生産基盤の整備

稲作の中心地域である柳井市において、農用地の高度利用を推進します。

また、老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策を推進します。

さらに、農地や農業用施設の災害を未然に防止するため、防災重点農業用ため池*の防災工事等を推進するとともに、地域資源*（農用地、水路、農道等）の保全活動を実施し、水源の涵養等、農地の多面的機能の維持を図り、農地防

災対策を推進します。

畜産については、経営規模の拡大や生産性向上を図るため、施設整備や機械導入を推進します。

林業については、森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に実施するとともに、森林施業を効率的かつ経済的に実施するため、林道等路網の整備を促進します。

なお、特用林産物の生産振興を図るため、基盤整備や技術指導などの取組を進める特用林産物総合対策事業の活用を図ります。

(イ) 生産の安定的拡大

基幹作物との複合経営を推進するため、新たな地域振興作物の導入と、流通体制の整備を進めるとともに、農業経営基盤強化促進事業等により、農業法人や認定農業者等への農用地の利用集積を推進し、効率的で収益性の高い農業の確立を図ります。

また、農林業の担い手を確保・育成するため、新規就農・就業を希望する新規学卒者やU J I ターン*者、他産業従事者、定年帰農者等に対する支援を行います。

水稲については、主食用米の他、W C S *などの飼料用米の取組を推進します。

柑きつ類については、将来にわたり園地の継承が図られるよう園地の基盤整備を進めるとともに、需要に対応した市場価値の高い果実生産を推進するため、優良品種・系統への更新を引き続き実施します。

また、いちご、アスパラ、カーネーション、バラ、きく等の園芸作物、特に温暖な気候を生かした施設園芸の振興やフラワーランドへの花壇苗の供給など産地の育成を推進します。

県産の農林水産物やその加工品が一段と幅広く活用・消費されるよう、生産者、流通・加工関係者、消費者などと協働し、地産・地消の取組を推進します。

さらに、農林産物の加工についての開発や商品化、加工施設の整備及び販路開拓を進めるなど、地域資源*を生かした6次産業化*・農商工連携*の一体的な取組を強化します。

(ウ) 鳥獣被害の防止

有害鳥獣捕獲の実施、侵入防止柵整備、緩衝帯の整備等の対策に総合的に取り組むとともに、効果的な被害対策の実現のため、地域ぐるみの被害防止活動を推進します。

イ 水産業の振興

(ア) 担い手対策の推進

新規就業者の確保・育成のほか、中堅漁業者、高齢者、女性の各年代層、役割に応じた担い手対策を推進し、特に若者・中堅層を主体とする意欲ある就業者の活動の促進に努めます。

(イ) 資源管理型漁業の推進

柳井・大島郡地域を対象とした内海東部栽培漁業センター及び熊毛郡地域の

大型種苗の育成を目的とした光・熊毛地区栽培漁業センターを拠点とした効率的な中間育成体制の維持及び操業の自主規制体制の確立等、資源管理型漁業の推進を図るとともに、漁場の拡大整備を推進します。

(ウ) 漁港の整備と流通改善

漁港整備事業により、漁船の安全確保、漁獲物の集出荷の円滑化・効率化等、漁港機能の充実を図るため、漁港施設の整備を進めます。

また、漁獲物の付加価値を高めるため、地域特産品の育成を目指した6次産業化*・農商工連携*の一体的な取組を強化します。

(2) 商工業の振興

ア 工業の振興

(ア) 企業誘致の推進

地域の資源や地場企業の技術、税制・電源地域に係る優遇措置等を活用しながら、雇用吸収力が高く、高度な技術力を有した企業を中心とした誘致を進めます。

また、恵まれた自然環境を生かして、研究・開発機関の立地を促進します。

(イ) 工業用地の確保

企業の多様化するニーズに合わせて、自然環境の保全に十分配慮しつつ、未利用又は低利用工業用地の有効活用を促進するとともに、必要に応じて、山陽自動車道玖珂IC等を活用した交通の利便性にも優れた立地条件の良い工業用地の確保に努めます。

(ウ) 新産業の創出・新規事業展開の促進

付加価値が高く成長が期待される医療関連、環境・エネルギー分野、情報サービス分野などの産業振興を図るとともに、地域資源*を活用した新産業の創出や新規事業展開を促進します。

また、社会的な需要への対応等の観点から、関係支援機関と連携し、多様化する創業ニーズに対応した支援策の充実により、意欲ある人の活発な創業活動を促進します。

(エ) 地場産業の振興

本地域の経済振興を図るためには、企業の誘致と並んで、本地域において大きなウエイトを占めている地場産業の振興を図る必要があります。

このため、地域内の資源、特に農林水産物を活用した新製品の開発や製品の高付加価値化を進めるほか、県内、県外、インバウンド*を視野に入れた販路開拓、需要開拓に重点を置くとともに、時代の動きに敏感な経営者、技術者の養成を推進します。

さらに、地場産業の育成強化を進めるため、関係支援機関と連携して、経営、技術の指導体制や情報提供、融資制度等、多様化する創業ニーズに対応した支援策の充実により、意欲ある人の活発な創業活動を促進します。

また、本地域の地域資源*を活用した農業・漁業体験や民芸品の製作体験、自然景観等の体験型観光の充実を図ります。

イ 商業の振興

本地域の商業の振興を図るため、小売商業については、物価高騰対策をはじめ、商業機能の充実や商業施設の整備など、地域の創意工夫により、まちづくりと一体となった総合的な振興施策を推進し、地域に密着した魅力ある商店街づくりを進めます。

また、多様化する消費者ニーズを捉えるためのマーケティングや情報発信ツールの整備などにより、個性豊かな個店づくりを図ります。

さらに、共同集配送、共同仕入や共同受発注のための情報ネットワークの構築等による新しい流通システムの構築等を促進することで、物流分野の労働力不足に対応した流通機能の合理化と効率化を推進します。

(3) 観光の振興

ア 観光拠点の整備

温暖な気候と美しい海を生かしたマリンスポーツ施設の整備などを推進していきます。

また、柳井市の白壁の町並み保存・整備、フラワーランド、月性展示館、大島観光センター、ふれあいどころ437の整備などによる魅力ある観光地づくりを引き続き、推進していきます。

イ 広域観光ルートの整備

高速交通ネットワークの整備の促進や、これを利用した広域観光ルートの形成を引き続き調査・研究するとともに、観光資源となる白壁の町並みやふれあいどころ437、大島観光センター、道の駅サザンセトとうわ等の地域に点在する観光資源との回遊性をもたせるなど、観光客の利便性の向上を図り、観光客の誘致に努めます。

ウ イベントの開催

常に新鮮で魅力あるイメージを発信し続けながら、観光客誘致を図るため、地域とのふれあいの中で観光地の魅力を体験できるようなイベントを開催します。

エ 都市農山漁村交流の促進

地域の活性化や魅力向上を図るため、豊かな自然環境や地域資源*を活用した都市農山漁村交流の取組を促進するとともに、マイクロツーリズム*等の新たな観光需要に対応する取組地域の拡大や担い手育成を推進します。

オ 宿泊滞在施設の整備

本物志向や高級志向に対応できるリゾート施設、安価な料金で利用できるホテル、別荘、貸家、オートキャンプ場など、利用者のニーズに対応した多様な形態の宿泊施設の整備に努めるとともに、四季を通じての利用促進を図ります。

カ 情報の提供、PR

地域内の各種施設やホームページ等において、観光物産情報の提供、PRを行うとともに、周辺地域及び大都市圏におけるイベント等においても、積極的に情報発信を行うことにより、地域内外の交流人口の拡大を図ります。

3 就業の促進

人口減少と高齢化が進行する中、地域経済の活性化と産業人材の確保が急務となっ

ており、これに対応するため、「U J I ターン*就職の支援」などに取り組み、県外在住の離職者を含め、本地域への就職を希望される方の就職を支援し、人口定住と産業人材の確保を促進します。

また、本地域の主要産業である1次産業への就業を支援し、地域への就業促進を図ります。

(1) 企業の育成強化・企業の誘致

中小企業に対する経営や技術の指導体制や融資制度の充実を図るとともに、恵まれた地域資源*を有効に活用した企業誘致を推進します。

(2) 就業に向けた情報提供等

ハローワークとの連携を図りながら、企業の求人と求職者のマッチングを図り、適切な就業へと誘導します。

(3) 農林水産業への就業支援

地域内における既存の農林水産業者に対する支援・指導をするとともに、新たに本地域において就業を希望される方への支援を実施することで、担い手の確保及び地域内雇用の創出を図ります。

(4) テレワーク*の推進

情報通信技術を利用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のできるテレワーク*の導入を推進します。

4 水資源の開発及び利用

水資源の確保対策は、本地域の振興を図る上で重要な課題です。

このため、他地域に水源を求める広域利水を活用するとともに、水源地域における森林の整備を推進します。

(1) 広域用水供給事業の促進

将来の水源の安定確保を図るため、今後の水需要の動向を見極めながら、関係市町との連携のもと、柳井地域広域水道用水供給事業に係る水資源の適正利用を図ります。

また、経営統合により、本地域の水道事業と一体的に運営することで、組織体制を強化し、施設・維持管理の最適化を図ります。

(2) 森林の整備

森林の荒廃が進み、水源かん養*機能が低下していることから、森林整備事業、治山事業等を計画的に実施するなど水源地域における森林の整備を推進します。

(3) 施設の老朽化対策

管路をはじめとする施設の老朽化が進行する見込みであることから、計画的・重点的な強靱化対策を推進します。

5 生活環境の整備

住民一人ひとりが健康で快適な生活ができるよう、上下水道、農村地域の生活排水処理施設、廃棄物処理施設、公園等の整備を進め、近年におけるライフスタイルの変化、価値観の多様化、高度化する住民のニーズに対応した安全で快適な生活環境の整

備を図ります。

(1) 下水道・廃棄物処理施設等の整備

ア 下水道等の整備

下水道については、地域の実情に応じて、他の生活関連施設の計画と調整を図りながら、整備を進めることとし、現在整備を進めている田布施川流域下水道事業、柳井市公共下水道事業、周防大島町特定環境保全公共下水道事業及び平生町流域関連公共下水道事業を促進します。

農村地域においては、農業用水等の水質保全だけでなく定住環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を進めます。

また、下水道等の計画処理区域外においては、浄化槽の普及を図ります。

イ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理、し尿処理等廃棄物処理施設については、引き続き広域共同処理を推進していきませんが、施設が老朽化しており処理能力の維持を図るため、施設の基幹的設備の改良等を行います。

(2) 公園等の整備

安全で快適な都市環境の形成を図るため、地域や自然と調和し、活力ある生活や生涯を通じた健康づくりのための基幹施設の整備を図るとともに、地域の特性を生かし、滞在・参加型の観光・レクリエーションニーズに対応したリゾート地域の振興を推進するため、都市公園の整備を進めてきましたが、今後は、公園施設の安全点検を適切に実施し、計画的な修繕・更新を行うことにより、公園の安全性を継続的に確保します。

また、身近な海岸や河川において親水性のある水辺空間を整備します。

(3) 住宅関連対策

低所得者等に対する住宅セーフティネットを構築するため、公営住宅の適切な供給に努めます。

(4) 消防・地域安全対策

ア 消防対策

多様化、広域化する災害に対応するため、消防設備の近代化を推進するとともに、防火水槽などの人工水利の整備促進を図ります。

また、救命率向上のため、救急業務の高度化に努めるとともに、離島を含めた救急搬送体制の強化を図ります。

さらに、常備消防体制の強化を図るとともに、非常備消防にあっては、団員の確保及び体質強化を図ることにより、地域における消防体制の充実を図ります。

イ 地域安全対策

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、地域防犯ボランティアの育成・支援に向け積極的に情報提供や助言を行うなど、地域社会と連帯した自主防犯活動の活性化を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、地域住民の要望に応えるための諸活動を行うとともに、あらゆる警察事象に即応する活動を行い、地域における安全・安心の拠点としての役割を果たしている交番・駐在所については、地域住民の利便性や要望等を踏まえ、その機能

が十分に発揮されるよう、地域の実態に即した計画的な整備を推進します。

6 都市機能の整備

過疎化、高齢化の進む本地域において、地域住民、とりわけ、若者の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、都市的サービスを楽しむる便利で住みよいコンパクトで魅力的な地域づくりを進める必要があります。

このため、中心都市柳井市については、用途地域や地区計画など土地利用制度の活用や都市施設の整備、都市機能の集約などにより、安全、快適で利便性の高い市街地、商業・業務機能等の充実した都市空間の形成を図ります。

柳井市以外の各地域の市街地については、地域の特性や規模に応じた都市機能の集約を図るとともに、柳井市との交流・連携を促進するため、道路網の整備や公共交通の維持・活性化などの交通ネットワークの強化を図ります。

また、本地域の豊かな自然環境や歴史的町並みを活用し、魅力ある都市景観の保全・形成を図ります。

7 福祉の増進

本県における高齢者施策を総合的、計画的に推進するため、「やまぐち高齢者プラン」に沿って、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画等と緊密に連携しながら施策を推進し、高齢者の福祉、その他の福祉の増進を図ります。

高齢化が著しい本地域における高齢者の福祉の増進を図るため、医療や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステム*の深化・推進を進めるとともに、高齢期を迎えても、地域社会の一員として、生き生きと活躍することができるよう、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や様々な経験を幅広い分野で生かし、積極的に役割を果たしていく社会づくりを進めます。

また、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり、障害のある人が自立して生活できる社会づくりを積極的に推進します。

(1) 高齢者福祉の増進

ア 地域包括ケアシステム*の深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせることを目指して、訪問介護等の介護サービス提供体制を整備するとともに、保健・医療・福祉等関係者の連携・協働による在宅生活の支援や、認知症の人やその家族の視点に立った支援や環境・体制づくり、重層的な見守り・支え合い体制の構築などの生活支援サービスの充実・強化、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた介護予防の推進などに取り組みます。

イ 施設サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、さまざまな理由により在宅での生活が困難となった時に、適切な施設サービスを身近な所で利用することができるよう、市町計画におけるサービス見込量（利用見込者数）を基に、必要入所定員総数を設定し、

入所者の生活の質の向上などに配慮しながら、計画的な施設整備や指定を進めます。

ウ 生涯現役社会の実現

高齢者が、その豊富な知識や経験、技能等を活かし、生涯を通じて仕事やボランティア・NPO活動や趣味、スポーツなど、さまざまな分野でいきいきと活躍できる「生涯現役社会」の実現に向けて、高齢者の社会参加の促進や活力発揮の場づくりを進めるための情報提供・相談体制の充実強化、生きがいつくり・仲間づくりの支援、リーダーの養成などの取組を積極的に推進します。

また、老人クラブが高齢者の社会活動の基礎的な役割を果たしていることを踏まえ、会員ニーズや地域の実情に即した魅力ある老人クラブづくりを進めるため、健康づくりや介護予防活動、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の家族を訪問する高齢者相互支援活動等、時代に即した新たな取組が積極的に展開されるよう、老人クラブの活動に対して支援します。

エ 高齢者にやさしい地域づくりの促進

高齢者が生活しやすい環境を整備するため、公共性の高い施設を中心に、高齢者にやさしい地域づくりを促進するとともに、良質な高齢者向け住宅の確保を進めます。

オ 高齢者の就業の場の確保

高齢者の就業の場を確保し、永年培われた高齢者の経験と技能の活用及び自己実現を図るため、シルバー人材センターによる就労対策を充実します。

(2) 児童福祉の増進

ア 多様な担い手による子育て支援の促進

主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員をはじめとした、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援の輪を広げます。また、保育所等を活用し、地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成、多様な主体の参画による交流の場づくりなど、子育て支援の充実を図ります。

イ 多様なニーズに応じた子育て支援の充実

母子保健・小児医療対策の充実を図るほか、子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援やファミリーサポートセンター*の普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。

ウ 保育所等の受入れ体制整備

幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。

(3) 障害者（児）福祉の増進

ア 障害福祉サービス等提供体制の整備

地域においてライフステージに応じて適切な支援を受けることができるよう、地域の実情を踏まえながら、市町と連携してサービス提供体制を整備していきま

す。

イ 地域生活支援の充実

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築に向けた取組を支援します。

8 医療の確保

地域住民の医療を確保するため、「山口県保健医療計画」に沿って取組を進めます。

(1) 医療確保対策

ア 地域における医療従事者を確保するため、修学資金の貸付けや医師の県内での臨床研修の促進等の取組を行います。

イ へき地については、自治医科大学卒業医師の派遣やこれらの医師の義務年限明け後の定着を図るとともに、へき地医療支援機構の調整のもと、へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣等の支援を行います。

また、へき地診療所の施設（医師の宿舍等を含む。）や設備の整備、運営の支援、診療体制の維持と充実を図ります。

さらに、情報通信技術を活用したオンライン診療及びオンライン服薬指導の導入等によりへき地医療を支援する体制の充実に努めます。

ウ 病院相互、かかりつけ医と後方支援病院の連携の推進など、地域における医療機関間の連携の推進を図ります。

エ 市町等との連携を図るなど救急患者の搬送体制を充実強化するとともに、より迅速な救命救急医療や適切な高度医療の提供を行うため、ドクターヘリの効果的、円滑な運航を推進します。

オ 産科医の確保対策の推進や助産師の一層の活用など、周産期医療体制の充実に向けて取組を進めます。

(2) 健康の保持・増進対策

保健医療に恵まれない無医地区及びその周辺の地域住民に対して、市町と連携し、重点的に保健指導活動を実施し、疾病予防や健康づくりの推進を図ります。

9 教育及び文化の振興

心の教育の一層の充実を基盤として、一人ひとりの個性や能力及び創造性の伸長と生涯にわたって主体的に学び続ける自己教育力の育成を目指すとともに、創意と活力にあふれた教育活動を推進します。

生涯学習面では、多様な学習情報の収集・提供と特色ある学習機会の充実に努めます。

人権教育面では、研修会等を通して人権尊重の意識と自主的な取組の高まりが図られるよう条件整備を行うとともに、人権に関する相談・支援体制の充実に努めます。

スポーツ面では、スポーツ基盤の整備充実とスポーツ活動の振興を図り、健康づくりと競技力向上に努めます。

文化面では、住民の自主的な芸術・文化活動の振興に努めるとともに、生活に密着した文化の活性化も図ります。さらに、先人が残してくれた貴重な文化財の保護・活用及び伝統の継承に努めます。

(1) 教育・文化施設等の整備

生涯学習面については、人材・組織の育成を通して学習に関する相談体制を充実し、多様な学習情報の提供を行います。

また、老朽化の進んでいる施設の更新や既存施設の有効活用により、地域住民の学習活動を支援します。

スポーツ面では、スポーツをいつでも、どこでも、いつまでも楽しめる多様な活動や競技力向上のための活動を支援します。また、その拠点となるスポーツ施設が誰もが使いやすいものとなるよう、整備充実を行います。

文化面については、文化にふれあう機会の充実や自主的な芸術・文化活動の促進を行います。

さらに、本地域は、温暖な気候と美しい自然景観など自然環境に恵まれていることから、県下各地域の人々をはじめ、県域を越えた地域の人々が滞在しながらスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流を深めることのできるサイクルイベント、壮年層による卓球大会や少年サッカー等の全国規模の大会を地域が一体となって企画開催できるよう支援するとともに、宿泊施設等の確保及び調整についても支援を行います。

(2) 地域文化の振興

ア 地域の風土や伝統に根ざした生活文化、歴史、民俗芸能等を保存・伝承するため、その掘り起こしを進め、記録の作成、保存団体の育成や後継者の育成・確保に努めるとともに、地域の自主的な芸術・文化活動を促進するため、地域間・世代間・団体間の文化交流等を進め、地域文化づくりの主体となる住民の文化意識の高揚と文化団体の育成に努めます。

イ 地域住民が、文化に対する関心を高め、文化創造の主役であるという認識のもとに魅力ある地域文化を創造し、内外に発信していく環境をつくるため、文化連盟を中心とした文化芸術団体間及び様々な文化施設等とのネットワークを強化するとともに、文化事業の充実などにより、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供します。

また、学習、趣味などの講座の開設、グループ活動の活性化の促進等、地域住民だれもが文化活動に参加し、地域自らの知恵と力を結集し、地域に根ざした文化の振興を図ります。

ウ 地域における歴史と伝統のある文化財、民俗芸能や伝統行事等は、地域住民のみならず県民共通の貴重な財産であり、これを後世に継承するため、各種の行政施策等との調整を図りながら、保存や整備、伝承等を進めるとともに、学習や憩いの場としての活用を図ります。

10 地域間交流の促進

室津半島地域は、白壁の町並みや瀬戸内海に代表されるように、歴史・文化や自然

環境等の観光資源に恵まれるとともに、柳井港には松山への定期航路も就航しており、四国への交流の玄関口となっています。

また、周防大島地域では、従来から、域内の多様な実践組織が、豊かな自然、特産品、郷土料理等を活用した都市農山漁村交流に積極的に取り組んでおり、また、良好な漁場環境を活かして体験漁業や朝市等も実施されてきたところです。

今後は、これらの観光資源や都市農山漁村交流の実績を踏まえ、周辺地域と連携した広域的な観光の推進や都市と農山漁村との交流の推進による交流人口及び関係人口*の増大を図る必要があります。

(1) 広域観光の推進

地域間交流を促進していくため、観光資源の再評価と磨き上げを進め、観光地の一層の魅力アップに取り組むとともに、体験・交流等のソフト対策の充実や食の開発、おもてなし溢れる人に優しい観光地づくりを進めていきます。

また、柳井地域や周防大島地域の地域連携の充実を図るとともに、広域的な観光ルートの構築や観光PRを進めていきます。

(2) 都市農山漁村交流の推進

地域の活性化や新たな交流の創出・拡大を図るため、本地域ならではの資源を生かした都市農山漁村交流に関する機運醸成や受入体制の構築、取組地域の拡大、担い手育成の推進、広報活動など、総合的な施策展開を図り、都市と本地域の交流を促進します。

11 移住、定住及び二地域居住*の促進

若者や子育て世代を中心とした移住・定住を促進するため、移住希望者に対して、移住体験ツアー等による働きかけや移住フェア等での情報提供、相談対応、定住促進住宅の整備や空き家の活用による良好な住宅環境の整備による受入支援を進めます。

また、首都圏での情報発信の強化や関係人口*の登録促進、フォローアップ、SNS*の活用等を行うことにより、地域と継続的に関わる関係人口*の創出・拡大を図り、移住の裾野の拡大や二地域居住*を促進します。

さらに、地域外から人材を呼び込み定着を図るために、サテライトオフィス*の誘致やリモートワーク*・ワーケーション*環境の整備による雇用の場の創出等に市町や関係機関と連携して取り組みます。

12 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、地形、地質条件により、豪雨時に土石流、地すべり、がけ崩れ、洪水、内水氾濫等の自然災害がしばしば発生しており、地域住民の安全な生活や生産活動を確保するため、災害の防止等国土の保全に努めるものとします。

また、本地域は、過疎化や地域住民の高齢化により、防災活動を担う人材が不足しており、地域ぐるみの防災体制づくりや、防災情報の迅速かつ確実な伝達など防災体制の強化を図るものとします。

(1) 国土保全施設等の整備

治山対策として、治山ダム工や山腹工などの治山施設、機能低下した保安林の整

備等を推進します。

また、治水対策として、河川改修、下水道（雨水）の整備等を推進するとともに、危険ため池の計画的な整備・改修や定期的な巡回・点検を行います。

さらに、人命、土地、建物等の保全対策として、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び海岸保全施設*等の整備を推進するとともに、市町が運営する水道事業等に対し、計画的な老朽施設の更新、水道施設の耐震化を促進します。

加えて、災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築や、緊急輸送道路などにおける橋梁の耐震補強や斜面の防災対策、トンネルや橋梁等の長寿命化計画に基づく修繕・更新等を推進します。

(2) 防災体制の強化

ア 防災対策の推進

国の防災基本計画及び県の地域防災計画に沿い、各市町の地域防災計画の早期見直しを行い、防災体制の拡充整備に努めます。

また、地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及啓発、地震保険の加入促進及び自主防災組織*の活性化に努めるとともに、学校や企業など、地域の多様な主体が参画する地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。

さらに、本地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に全ての市町が指定されており、県及び市町は策定した南海トラフ地震防災対策推進計画により、津波からの防護及び円滑な避難の確保や地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備など地震防災対策の推進を図ります。

イ 防災情報の提供等

土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備、開発行為の制限及び建築物の構造規制等を行う土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害警戒情報等の情報を提供します。

市町においては、令和3年（2021年）の水防法改正に伴い、新たに対象となった河川の「洪水ハザードマップ*」や雨水により浸水被害が想定される地域の「内水ハザードマップ*」を作成するとともに、これまでに作成した「洪水・高潮・津波ハザードマップ*」を避難訓練や防災教育等に活用することにより、住民の防災意識の向上を図ります。

さらに、市町においては、防災行政無線等の情報伝達手段を拡充するとともに、県は、防災情報システムにLアラートを導入し、市町からの防災情報を多様なメディアを通じて迅速かつ確実に提供する体制を整備します。

なお、半島防災・国土強靱化に関するK P I（重要業績指標）については、資料1（P32）に記載しています。

13 環境の保全

本地域が有する優れた自然環境の保全に努めるとともに、瀬戸内海の保全等により、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。

その際、健全で恵み豊かな環境の保全と創造を基本目標とする「山口県環境基本計画」の趣旨に沿って各種施策を展開します。

(1) 自然環境の保全

瀬戸内特有の温暖な気候と多くの島々を有する景観豊かな海にはぐくまれた本地域の豊かな環境の恵みを楽しみ、これを将来にわたって継承するため、自然公園*、緑地環境保全地域等のかげがえのない貴重な自然環境を保全し、様々な自然や生きものとのふれあいの場や機会の確保を図るとともに、健全な大気環境、水環境の保全や廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図るなど、環境の保全や、循環型社会の形成に向けた施策について、総合的かつ計画的に推進します。

(2) 瀬戸内海の保全等

瀬戸内海の保全等については、瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画、また、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減計画に沿って、水質汚濁等の公害の防止に関する施策を推進します。

14 再生可能エネルギー*の利用の促進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、本地域の豊富な日射量や風況、森林資源などの地域特性に加え、再生可能エネルギー*に関する県内産業の技術力を活かし、省・創・蓄エネ*の組み合わせによる多様な再生可能エネルギー*の導入に向けた取組を推進します。

また、法規制への対応に加え、自然環境の保全や景観保持等の地域との共生を促しつつ、立地制約の強い電源も含めたバランスの取れた再生可能エネルギー*の導入を推進します。

さらに、地域の実情に応じた再生可能エネルギー*の効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギー*の供給体制の整備その他再生可能エネルギー*の利用を推進するための取組の充実を図り、災害時のレジリエンス*強化にもつながる環境負荷の小さい地域づくりを推進します。

15 感染症の発生への対応

「山口県感染症予防計画」等に基づき、感染症の予防に向けて健康福祉センターの体制整備を進めるとともに、発生時に適切な医療や宿泊療養が迅速に提供される体制を県下全域において確保します。

また、本地域において感染症患者が発生したときは、健康福祉センター職員等が、患者やその家族に対し、人権を十分に尊重しながら、健康観察や疫学調査などを迅速かつ確実に実施し、感染症のまん延の防止を図ります。

16 生産機能及び生活環境の整備等が低位にある集落への配慮

本地域の中でも生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落は、人口の減少や高齢化の進展が著しく、医療や介護、買い物、交通等といった日々の生活に必要な機能を維持することが厳しい状況にあります。このため、市町との緊密な連携のもと、地域公共交通の維持や買い物支援体制の整備等、地域課題の解決に対する支援や

集落の住民が日常生活を営むために必要な環境を維持する取組を進めます。

資料編

資料1 半島防災・国土強靱化に関するKPI（重要業績指標）

半島防災・国土強靱化に関するKPIについて、山口県国土強靱化地域計画（令和7年（2025年）3月改定）に準じて設定しています。

なお、半島振興基本方針の趣旨を踏まえて、山口県国土強靱化地域計画の改定時には、必要に応じて本計画のKPIを見直します。

指標	室津大島地域	
	現状値	目標値
計画期間内に整備を完了する国道・県道の延長（累計）	—	5km (R5-R9)
橋梁の耐震補強実施数（累計）	12 橋 (R6)	14 橋 (R11)
橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施（累計）	91 橋 (R6)	95 橋 (R11)
区画整理面積（累計）※	23,769ha (R6)	23,900ha (R8)
防災重点農業用ため池*の整備箇所数（累計）※	1,811箇所 (R6)	1,868箇所 (R8)
上水道の基幹管路の耐震適合率 (注)柳井市、田布施・平生水道企業団、周防大島町、柳井広域水道企業団を合わせた数値（現：柳井地域広域水道企業団の管内の管路）のため田布施町を含む数値	60.8% (R3)（注）	向上させる (R11)
荒廃森林の整備面積（年間）※	406ha (R5)	400ha (R8)
治山ダム等の整備地区数（累計）※	1,571地区 (R5)	1,631地区 (R8)
Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施数	3回 (R6)	5回 (R11)

※印のある項目の現状値及び目標値は、県全体の数値です。それ以外の項目は、半島地域のみを対象とした数値です。

資料2 用語解説

「室津大島地域半島振興計画」に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

なお、用語の右側に付しているページ番号は、その用語が出てくるページを示しています。

あ

■ICTリテラシー《P8》

情報通信サービス等を適切に活用するための能力のこと。

い

■インバウンド 《P20》

訪日外国人旅行のこと。

え

■SNS 《P28》

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

■FIT (固定価格買取制度) 《P12》

フィードインタリフ (Feed-in Tariff) の略で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

か

■海岸保全施設 《P11, 29》

高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。

■関係人口 《P11, 14, 28》

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者のこと。その地域で生まれ育った者、過去にその地域で勤務や居住、滞在の経験等を持つ者、ビジネスや余暇活動、ボランティア等をきっかけにその地域を行き来する者、二地域居住者などが含まれる。

さ

■再生可能エネルギー 《P7, 12, 30》

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や利用時に二酸化炭素がほとんど発生しないため、地球温暖化防止にも有効なエネルギーのこと。

■サテライトオフィス 《P28》

企業や団体が、都市部等に構える本拠とは別に、地方等の遠隔地に設置するオフィスのこと。

し

■自主防災組織 《P12, 29》

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて自主的

に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

■自然公園 <P30>

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に自然公園法に基づき指定される。国立、国定、県立の3種類があり、県内には8つの自然公園がある。

■集落機能 <P6>

集落が有するとされる、冠婚葬祭など地域住民同士が相互に扶助し合いながら生活の維持・向上を図る「生活扶助機能」、草刈りや道普請等により地域の生産活動の維持・向上を図る「生産補完機能」、農林地や地域固有の景観、文化等を維持・管理する「資源管理機能」のこと。

■省・創・蓄エネ <P7, 30>

エネルギーを効率よく使う「省エネルギー」、再エネなどの自ら電気や熱を創る「創エネルギー」、蓄電池等にエネルギーを貯蔵して必要な時に活用する「蓄エネルギー」のこと。

す

■水源かん養 <P7, 22>

森林の持つ機能の一つで、森林土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化することにより、洪水の緩和や流量の安定に寄与する。

せ

■生物多様性 <P12>

様々な生き物がいたり、山、川、海など生き物が暮らせる自然があること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

た

■WCS <P19>

ホールクroppサイレージ (Whole Crop Silage) の略で、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料のこと。

ち

■地域おこし協力隊 <P15, 17>

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間、地域おこし活動の支援や住民の生活支援など各種の地域協力活動に従事してもらいながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

■地域コミュニティ組織 <P17>

一定の地域を基盤とし、共通の属性や意識を持つ人々を構成員として、地域活動を行う団体や組織のこと。

■地域資源 <P4, 9, 10, 11, 13, 14, 18, 19, 20, 21, 22>

自然・土地、歴史・文化・伝統、農林水産物、加工産物、人工公物、技術など、地域に備わっているもの、地域から生み出されるものの総称。

■地域包括ケアシステム <P10, 13, 24>

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続け

ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

■中山間地域 《P4》

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法（離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎法）の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

て

■DX 《P17》

デジタルトランスフォーメーションの略。情報通信技術の活用により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

■デジタル人材 《P17》

AIやIoT、5Gなどデジタルに係る専門知識を有する人材のこと。

■デジタルデバイド 《P16》

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差のこと。

■デマンド型乗合タクシー 《P8, 17》

利用者のニーズに応じて、電話予約や区域運行など、柔軟な運行を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。

■テレワーク 《P13, 22》

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）に分けられる。

に

■二地域居住 《P6, 11, 28》

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3か月）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を保ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

の

■農商工連携 《P19, 20》

中小企業者と農林水産業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品や新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のこと。

は

■バイオマス 《P12》

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

■ハザードマップ 《P29》

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報をわかりやすく表示した地図の

こと。津波、高潮、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。

ひ

■光ファイバ 《P3, 14, 17》

ガラスやプラスチックの細い繊維できている、光を通す通信ケーブルのことをいう。光ファイバケーブルは、電気信号を流して通信するメタルケーブルと比べて信号の減衰が少なく、超長距離でのデータ通信が可能である。この特性を活かし、光ファイバを主な伝送媒体として、超高速ブロードバンド環境の整備が進められている。

ふ

■5G 《P3, 14, 17》

第5世代移動通信システムのこと。「超高速」「多数接続」「超低遅延」の特徴を持つ。

■ファミリーサポートセンター 《P25》

育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織のこと。

■プロボノワーカー 《P14》

プロボノに携わるボランティアのこと。

ほ

■防災重点農業用ため池《P11, 18, 32》

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき都道府県知事が指定したもののこと。

ま

■マイクロツーリズム 《P9, 21》

自宅から1～2時間程度の移動圏内の観光地など近隣地域内で観光する近距離旅行のこと。

や

■やまぐち情報スーパーネットワーク《P17》

県が整備した、全県的な高速大容量の光ファイバ網のこと。

ゆ

■U J I ターン 《P19, 22》

都市などに住んでいる人が、出身地など別の地域に移り住むことの総称。出身地から地域外へ転出後、再び出身地に移り住むことを「Uターン」、出身地の近隣地域に移り住むことを「Jターン」、出身地に関わらず住みたい地域を選択して移り住むことを「Iターン」という。

り

■リモートワーク 《P28》

情報通信技術を活用し、オフィスから離れた遠隔地で働く勤務形態のこと。

れ

■レジリエンス 《P30》

しなやかに乗り越え、適応・回復できる能力のこと。

ろ

■ 6次産業化 《P19, 20》

農林漁業者による生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）の一体化を通じて、農山漁村に由来する「地域資源」（農林水産物、バイオマス等）の付加価値を高め、地域内に雇用と所得を確保する取組のこと。

わ

■ ワークেশョン 《P28》

「仕事（ワーク）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた造語で、リゾート地や地方等の普段の職場と異なる場所で働きながら休暇取得等を行う仕組み。「新たな働き方」（ワークスタイル）として注目されている。